

主な改定内容

長野県土木工事共通仕様書の一部改定について

技術管理室

1 改定対象

土木工事共通仕様書〔令和7年版（10月1日適用）〕

2 改定の主な内容

国土交通省 土木工事共通仕様書（案）（令和7年3月）に準拠した改定

3 改定内容

（1）共通編 第1章 総則

① 1-1-1-5 ウィークリースタンス ※新規追加

監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。

※ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

② 1-2-3-25 銘板工 1. 一般事項 ※一部見直し

・実態を踏まえた規定の見直し（材質等の変更）

③ 1-2-6-3 アスファルト舗装の材料 ※一部見直し

10. アスファルト安定処理の材料規格

・最新基準への適用による内容更新

（2）材料編 第2章 土木工事材料

① 2-2-3-4 アスファルト用再生骨材 ※一部見直し

・実態を踏まえた規定の見直し（品質の目標値の変更）

（3）その他 ※一部修正

①適用すべき諸基準類との整合（適用年月等）

②図表追加・削除による番号の修正等

4 適用年月日

令和7年10月1日以降に起工起案する工事から適用する。